別表第四（第九条第二項関係）

無人航空機の種類		手数料の額
一　規則第二百三十六条の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の種類		二万九百円
二　規則第二百三十六条の四十第一項第二号に掲げる無人航空機の種類	規則第二百三十六条の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	二万三百円
	その他の場合	四万千二百円
三　規則第二百三十六条の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類		二万四百円
四　規則第二百三十六条の四十第一項第四号に掲げる無人航空機の種類	規則第二百三十六条の四十第一項第三号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	一万九千八百円
	その他の場合	四万二百円
五　規則第二百三十六条の四十第一項第五号に掲げる無人航空機の種類		二万千五百円
六　規則第二百三十六条の四十第一項第六号に掲げる無人航空機の種類	規則第二百三十六条の四十第一項第五号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	二万九百円
	その他の場合	四万二千四百円

（新設）

別表第五（第九条第三項関係）

無人航空機の飛行の方法	手数料の額
一　規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	二万千二百円（無人航空機の種類が規則第二百三十六条の四十第一項第三号又は第四号に掲げるものである場合にあっては二万八百円、同項第五号又は第

（新設）